

○熊本県薬局機能情報提供制度実施要項

(平成 20 年 1 月 16 日告示第 26 号)

改正 平成 20 年 11 月 28 日告示第 1044 号 平成 27 年 8 月 11 日告示第 722 号

平成 28 年 9 月 20 日告示第 819 号 平成 30 年 3 月 27 日告示第 271 号

令和 4 年 1 月 28 日告示第 68 号 令和 6 年 1 月 12 日告示第 28 号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項を次のように定める。

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項

第 1 目的

この要項は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 8 条の 2 の規定に基づく情報及び知事が必要と認める情報(以下「薬局機能情報」という。)について、薬局開設者が知事に報告する事項及び方法、県による当該情報の公表方法等を定め、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

第 2 薬局機能情報の報告

1 薬局機能情報の報告の方法及び時期(法第 8 条の 2 第 1 項関係)

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「規則」という。)第 11 条の 2 に規定する知事が定める方法は、別記様式 1「薬局機能情報報告書によるものとし、薬局の所在地を管轄する保健所(熊本市内にあっては、薬務衛生課)に提出する。
- (2) 規則第 11 条の 2 に規定する知事の定める日は、毎年 3 月 31 日とし、その日まで前年の 12 月 31 日時点における薬局機能情報について報告するものとする。

2 基本情報等の変更の報告(法第 8 条の 2 第 2 項関係)

前項第 1 号の規定にかかわらず、薬局機能情報のうち規則別表第 1 第 1 の項第 1 号に掲げる基本情報及び同項第 3 号(3)に掲げる事項の変更に係る報告を行う場合において規則第 11 条の 2 に規定する知事が定める方法は、別記様式 2「基本情報等変更報告書」によるものとし、薬局の所在地を管轄する保健所(熊本市内にあっては、薬務衛生課)に提出する。

第 3 薬局機能情報の公表(法第 8 条の 2 第 5 項関係)

規則第 11 条の 6 で規定する情報の公表については、インターネット、書面による閲覧又はパソコンモニター画面での表示により公表することとする。

第 4 知事が必要と認めて定める情報

「薬局機能情報提供制度実施要領」(令和 5 年 11 月 1 日医薬発 1101 第 2 号厚生労働省医薬局長通知)で規定する規則で定める事項以外の情報については、公益社団法人熊本県薬剤師会(昭和 24 年 2 月 14 日に社団法人熊本県薬剤師会という名称で設立された

法人をいう。)等関係団体と協議しながら、住民・患者等のニーズに対応した項目を定めることとする。

第5 その他

本要項第4条に規定する項目等詳細な取扱いとは別途要領によって定めるものとする。

附 則

この要項は、平成20年1月16日から施行する。

附 則(平成20年11月28日告示第1044号)

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成27年8月11日告示第722号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年9月20日告示第819号)

- 1 この要項は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の規定は、この要項の施行の日以後にされる薬局機能情報の報告及び基本情報等の変更の報告について適用し、同日前にされた薬局機能情報の報告及び基本情報等の変更の報告については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月27日告示第271号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月28日告示第68号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年1月12日告示第28号)

この要項は、告示の日から施行し、令和6年1月5日から適用する。

別記様式1

別記様式1

[別紙参照]

別記様式2

別記様式2

[別紙参照]